

入 札 説 明 書

京都府地域公共交通みえる化・連携推進人づくり事業業務委託に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年7月16日（木曜）

2 契約担当者 京都府知事 西脇隆俊

3 担当部局

所在地等：〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町

課係名等：京都府建設交通部 交通政策課 企画係

電話番号：075-414-4361

4 入札に関する事項

（1）業務の名称及び数量 京都府地域公共交通みえる化・連携推進人づくり事業業務委託一式

（2）業務の仕様等 別紙1「京都府地域公共みえる化・連携推進人づくり事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

（3）業務を行う期日 契約締結日から令和9年2月12日（金曜）

5 入札説明会

実施しない

6 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

（1）次のアからエまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。

ア 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

（ア）法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（イ）法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

（ウ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

（エ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（オ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（カ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

（キ）暴力団及び（ア）から（カ）までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

（2）参加表明書（別紙様式1）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

- (3) 令和8年度「測量等業務指名競争入札参加資格者名簿」の「都市計画及び地方計画」に登録され、競争入札参加者の資格を得ており、建設コンサルタント登録規定（都市計画及び地方計画部門）による登録を受けている者であること。

8 企画提案書の提出方法

(1) 提出方法

3に示す場所に持参又は郵送すること。郵送の場合は、書留郵便により提出期限内に必着すること。企画提案書を郵便により提出する場合は、「京都府地域公共交通みえる化・連携推進人づくり事業業務委託に係る企画提案書在中」と朱書きし、書留郵便により、3の提出場所に(2)の期限までに必着すること。

(2) 提出期限

令和8年7月31日（金曜）午後5時まで

(3) 様式及び提出書類

提出する企画提案書は、「別紙2企画提案書作成要領」のとおりとする。

(4) 提出部数

10部提出するものとする。

9 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年8月19日（水曜） 午前10時00分

イ 場所 京都府建設交通部会議室

(2) 提出方法

ア 入札書（別紙様式2）は持参するものとし、郵送または電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号もしくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「京都府地域公共交通みえる化・連携推進人づくり事業業務入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

キ 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

- (3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

- (4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- (5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (6) 入札者は、入札説明書、仕様書及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (7) 入札書に記載する金額

ア 入札書には、4(2)に示す事業全体に係る金額を記載すること。

イ 落札決定にあっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加

算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（8） 総合評価の方法

「落札者決定基準」に基づき、「価格評価点」を100点及び「技術評価点」を200点の計300点の範囲内で評価点を付する。

ア 価格評価点の評価方法

入札価格の評価（価格評価点）は、その入札価格に応じ、次の計算式により算出する。ただし、入札価格が予定価格に達していない場合は評価しない。

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{入札価格(税込)} / \text{予定価格}) \times 100 \text{ 点}$$

イ 技術評価点の評価方法

「落札者決定基準」別表に基づき、入札参加者から提出された企画提案書の評価を行い、評価項目ごとに得点を算出し、その合計点を技術評価点とする。

（9） 開札

ア 開札は、（1）に掲げる日時及び場所において入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

（10） 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

（11） 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 参加表明書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札条件に違反した者

コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

（12） 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、入札価格が京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内にある入札者のうち、価格評価点及び技術評価点の合計点が最も高い者を落札者とする。

この場合において、落札者となるべき同点の入札者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

なお、予定価格の制限の範囲内になかった入札は、価格評価点を算出しない。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

11 入札保証金
免除

12 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

13 契約保証金
落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、落札者が、京都府会計規則第 159 条第 2 項の各号に該当する場合は免除する。

14 契約書の作成の要否
要

15 その他
(1) 1 から 14 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
(2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことがある。
(3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。